

第 11 号様式（第 11 条第 1 項）

（副） 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 変 更 許 可 通 知 欄	年　月　　日に申請のありました宅地造成に関する工事の計画の変更（受付番号第　規変　　号）については、次の条件を付けて許可しましたので、宅地造成等規制法第 12 条第 3 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により通知します。				
	横浜市	指令第　規変　　号 年　月　　日			
		横浜市長　印			
1 許可条件	別紙のとおり				
2 造成主住所氏名	電話 ()				
3 設計者住所氏名	(申告番号) 電話 ()				
4 工事施行者住所氏名	電話 ()				
5 宅地の所在及び地番	横浜市　区				
6 宅地の面積	m ²				
工事の概要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	m ²			
	(2) 切土又は盛土の土量	切土 m ³ 盛土 m ³			
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
			□ 別紙のとおり		
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
			□ 別紙のとおり		
	(5) 崖面の保護の方法				
	(6) 工事中の危害防止のための措置				
(7) その他の措置					
8 宅地造成の元許可年月日及び許可番号	年　月　　日	第　規	号		
9 その他必要な事項					

(注意)

- 1 4欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 2 9欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

宅地造成に関する工事の変更許可通知書に関する教示について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。